平成２４年（フ）第１２８号
川崎市麻生区多摩美１丁目24番10号
債務者　臼井　克侑
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
川崎市多摩区中野島５丁目２番11―905号、前住所横浜市旭区中沢１丁目43番３号
債務者　萩崎　文江（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
横浜市戸塚区矢部町1668番地　クエスト横浜203号
債務者　高草木美樹
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８６号
横浜市港南区丸山台２丁目18番４号　上永谷斉藤ビル301
債務者　向田　　光（旧姓地福）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１０号
横浜市南区南太田１丁目11番13―109号
債務者　岡本　孝一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３９号
横浜市保土ケ谷区仏向町221番地　第１横溝ビル301号
債務者　苅米　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４１号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地21棟101号
債務者　大鶴　芳子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６９号
東京都小金井市前原町４―13―19―105、住民票上の住所東京都小金井市本町５丁目10番19号
債務者　野田えりか
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
愛知県蒲郡市拾石町浅岡41番地２　２棟102号
債務者　押川　千秋
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７７号
長崎県佐世保市柚木元町2403番地１
債務者　綾部美千子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
長崎県佐世保市八幡町５番38号　浅田アパート202号室、旧住所長崎県佐世保市万徳町１番５号
債務者　須崎　俊文
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
長崎県佐世保市早苗町444番地２　サンセリテ405
債務者　古川　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３７３号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目28番３号
破産者　ホームズイシカワ有限会社
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２５号
兵庫県加古川市米田町平津439―７　ファーミンスペリオ加古川614号、開始決定時の住所千葉市稲毛区小中台町60番地の４
破産者　多田　芳明
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３７４号
奈良県大和高田市大字秋吉字橋ヶ坪166番地の１
破産者　三陽食品株式会社
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
千葉県佐倉市臼井1800番地126
破産者　佐藤　和俊
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係